

| | | |
|------------|--------------|----------------|
| 文書番号：CJN01 | 中部国際空港道路管理規程 | 制定日：2005.1.30 |
| 改正番号：3 | | 改正日：2019.10.01 |

中部国際空港道路管理規程

（目的）

第1条 この規程は、中部国際空港管理規程（以下「空港管理規程」という。）に基づき、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）が所有する道路の適正な管理、運営を図るため、空港道路の管理、構造、保全等に関する事項を定め、空港道路の安全と効率的な利用に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語は、次の各号に掲げるものをいう。

- （1） 「空港道路」とは、会社が所有する一般交通に供する道路をいい、道路と一体となってその効力を全うする施設または工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。
- （2） 「空港道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、柵、車止め、照明設備、排水設備、並木、道路標識、道路情報管理施設（道路情報提供装置、車両監視装置、緊急連絡施設その他これに類する設備をいう。）をいう。
- （3） 「空港道路に関する工事」とは、空港道路の新設、改築、維持または修繕に関する工事をいう。
- （4） 「自社物件」とは、会社が所有する共同溝、上下水道管路（雨水管路を含む）、保安施設管路、電力管路及びこれらの設置に必要な附属施設をいう。

（空港道路の範囲）

第3条 この規程の適用の範囲は、空港道路及びこれに附属して設けられる附属物とし、別図に示す区域とする。（別図）

（空港道路の管理）

第4条 空港道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理は、会社がこれを行うものとする。ただし、アプローチ道路の区間について、中部国際空港連絡道路との兼用工作物協定に別途定められた事項についてはそれによるものとする。

（空港道路の供用開始及び廃止）

第5条 会社は、空港道路の供用を開始し、または廃止しようとする場合においては、その区間および期日等を公表するものとする。

| | | |
|------------|--------------|----------------|
| 文書番号：CJN01 | 中部国際空港道路管理規程 | 制定日：2005.1.30 |
| 改正番号：3 | | 改正日：2019.10.01 |

（工事原因者に対する工事施工命令）

第6条 会社は、空港道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた空港道路に関する工事、または空港道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは空港道路の補強、拡幅その他空港道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた空港道路に関する工事、または道路の維持を他の工事の執行者または他の行為の原因者（以下「原因者」という。）に施工させるものとする。

- 2 前項において、原因者が施工することによって空港道路の管理に支障をきたす恐れのある場合には、会社がその工事を行うことがある。

（会社以外の者が行う空港道路に関する工事）

第7条 会社以外の者が空港道路に関する工事を施工しようとする場合は、原則として会社の承認を受けなければならない。

（関連工事の施工）

第8条 会社は、空港道路に関する工事を施工するために生じた他の工事を施工することがある。

（空港道路台帳の整備）

第9条 会社は、空港道路の管理に必要な道路台帳を整備のうえ保管するものとする。

（空港道路構造の基準）

第10条 空港道路の構造の技術的基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条に定める「道路の構造の基準」を準用するものとする。

（会社の行う空港道路への自社物件の配置）

第11条 会社が行う空港道路への自社物件の設置については、その取り扱いを別に定めるものとする。

（空港道路の保全等）

第12条 会社は、交通の安全と円滑を図るため、空港道路を常時良好な状態に保つよう維持、修繕その他の管理を行い、一般交通に支障を及ぼさないように努めるものとする。

- 2 会社は、道路の保全等に関する必要な事項を別に定めるものとする。

（空港道路に関する禁止行為）

第13条 空港道路に関し、次の行為をしてはならない。

| | | |
|------------|--------------|----------------|
| 文書番号：CJN01 | 中部国際空港道路管理規程 | 制定日：2005.1.30 |
| 改正番号：3 | | 改正日：2019.10.01 |

- (1) みだりに空港道路を損傷し、または汚損をすること。
- (2) みだりに空港道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他空港道路の構造または交通に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

（車両積載物の落下予防等の措置）

第14条 会社は、空港道路を通行している車両の積載物の落下により、空港道路が損傷しまたは汚損される等、空港道路の構造または交通に支障を及ぼす恐れがあるときは、当該車両を運転している者に対し、その車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造または交通に支障が及ぶのを防止するための必要な措置をさせるものとする。

（違反放置物件に対する措置）

第15条 会社は、第14条に違反して空港道路を通行している車両から落下して放置された積載物、その他空港道路に放置された物件（以下「違反放置物件」という。）が、空港道路の構造に損傷を及ぼし、または交通に危険を及ぼしていると認められる場合であって、当該違反放置物件の占有者、所有者等の氏名及び住所を知ることができないため、第25条の規程により必要な措置をさせることができないときは、当該違反放置物件を自ら除去し、または除去を命じた者若しくは委託した者に撤去させることがある。

- 2 違反放置物件の除去等に要する費用は、違反放置物件の占有者等の負担とする。

（道路標識等の設置）

第16条 会社は、空港道路の構造を保全し、または交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識または区画線を設けることがある。

（通行の禁止または制限）

第17条 会社は、次の各号に掲げる場合において、空港道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区間を定めて空港道路の通行を禁止し、または制限することがある。

- (1) 空港道路の破損その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- (2) 空港道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (3) 異常気象時等により、通行に危険を及ぼす恐れのある場合

- 2 会社は、前項の規程により空港道路の通行を禁止し、または制限しようとする場合、その区間、期間及び理由を記載した標識等を設けるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

| | | |
|------------|--------------|----------------|
| 文書番号：CJN01 | 中部国際空港道路管理規程 | 制定日：2005.1.30 |
| 改正番号：3 | | 改正日：2019.10.01 |

（通行車両の制限）

第18条 会社は、空港道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条に準じて幅、重量、高さ、長さの最高限度を越えるものは通行させないものとする。

2 会社は、車両の構造または車両の積載する貨物が特殊であるため、やむを得ないと認めるときは、前項の規程にかかわらず、車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について道路構造保全等のための必要な条件を付して車両の通行を承認するものとする。

3 会社は、前項の規程による承認を受けようとする者から別に定める手数料を徴収することがある。

4 会社は、第1項及び第2項の規程により附した条件に違反して車両を通行させている者に対して、車両通行の中止、総重量の軽減、徐行その他の通行の方法について必要な措置をさせるものとする。

（空港道路の情報提供）

第19条 会社は、中部国際空港の管理運営のため、必要に応じ空港道路に関する道路情報の提供を行うものとする。

（放置された車両の移動）

第20条 会社は、空港道路の改築、修繕等の工事または除雪、その他の空港道路維持のため緊急やむを得ない場合においては、道路に放置された車両について現地に当該車両を運転する者、その他当該車両の管理の責任者がいない時に限り、当該車両を自動車駐車場空き地等の場所へ移動することがある。

2 会社は、前項の規程により車両を移動するときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長と協議を行うものとする。

（原因者負担金）

第21条 会社は、他の工事または他の行為により必要が生じた空港道路に関する工事または道路の維持費用については、その必要が生じた限度において他の工事または他の行為につき費用を負担する者にその全部または一部を負担させるものとする。

（会社以外の者が行う工事等に要する費用の負担）

第22条 第7条に規定する空港道路に関する工事等に要する費用は、会社の承認を受けたものが負担しなければならない。

（関連工事に要する費用の負担）

第23条 空港道路に関する工事により必要が生じた他の工事等に要する費用は、

| | | |
|------------|--------------|----------------|
| 文書番号：CJN01 | 中部国際空港道路管理規程 | 制定日：2005.1.30 |
| 改正番号：3 | | 改正日：2019.10.01 |

施設設置承諾規程に基づく承認に附した条件に特別の定めのある場合を除いて、空港道路に関する工事について費用を負担すべき者がこれを負担する。

（公安委員会との協議）

第24条 会社は、空港道路の通行を禁止し、若しくは制限し、若しくは道路標識、区画線または横断歩道橋を設け、または空港道路交差部分およびその付近の道路の部分を改築しようとするときは、公安委員会との協議を行うものとする。ただし、空港道路の通行を禁止し、若しくは制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には事後において、速やかに当該禁止または制限の内容及び理由を通知するものとする。ただし、道路交通法を適用されない場合を除く。

（会社等の監督措置）

第25条 会社は、次の各号の一に該当するものに対して、与えた承認を取り消し、または工事の中止若しくは空港道路の現状回復をさせるものとする。

- (1) この規程に違反している者
- (2) この規程に基づく承認に附した条件に違反している者
- (3) 詐欺行為その他不正な手段によりこの規程による承認を受けた者

2 会社は、次の各号に該当する場合においては、この規程に基づく承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、または措置をさせるものとする。

- (1) 空港道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 空港道路の構造または交通に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、空港道路の管理上の事由以外の事由に基づくやむを得ない必要が生じた場合

（実施に関し必要な事項）

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2009年3月3日から施行する。

この規程は、2017年9月15日から施行する。

この規程は、2019年10月1日から施行する。